

子ども虐待防止オレンジリボン運動
新型コロナウイルス感染症対策下における子ども虐待防止に資する活動への助成
公募要項

新型コロナウイルス感染症の問題は、外出の自粛によるストレス、終わりの見えないことへの不安、経済的困窮などを生じさせており、これらは、子ども虐待の発生リスクを増大させています。子ども虐待防止オレンジリボン運動の全国総合窓口を担う児童虐待防止全国ネットワークでは、子ども虐待防止の取り組みを強化すべく、新型コロナウイルス感染症下においても実施されている子ども虐待防止に資する活動（民間によるもの）に対して助成することと致しました。

助成対象となる活動

1. 子どもおよび（又は）保護者を対象とする相談活動および（又は）啓発活動
特にオンラインを利用した活動を重視
2. 子どもの居場所づくりと育児ストレス軽減につながる活動
子ども食堂、子どもの遊び場、自主学習の機会作り、近所での預かり、公園での見守りなどの活動
3. 困難な状況下にある保護者を対象とした子育て支援
子どもの一時預かり、育児困難を抱えている家庭に対する地域での見守りおよびサポート活動

※対象となる1つの活動、あるいは対象となる幾つかを含んだ活動

助成対象となる活動の要件

- ・子ども虐待防止に資する活動であること
- ・新型コロナウイルス感染症の問題が起こる以前より実施していた実績のある活動であること
- ・又は、新型コロナウイルス感染症対策下、前段の趣旨を踏まえ、実績のある活動を継続するための新たな取り組みであること
- ・感染予防のための「新しい生活様式」等のガイドラインを踏まえた活動であること
- ・公序良俗に反しない活動であること
- ・子ども虐待防止オレンジリボン運動の支援団体であることが望ましい（支援団体登録中、又は助成決定後に支援団体登録についてご検討いただける申請案件を含む）

※支援団体登録については、<http://www.orangeribbon.jp/organization/> をご参照ください。

助成金額

助成区分1：1申請（1団体）あたり上限金額は100万円（3案件ほどを採択する予定）

助成区分2：1申請（1団体）あたり上限金額は50万円

総額600万円を助成する予定

※各助成区分の違い（基準）については以下に記載します。

本助成は、子ども虐待防止オレンジリボン運動に参画いただいている支援企業、auじぶん銀行株式会社

様によるご支援で実施します。

助成対象となる経費

新型コロナウイルス感染症予防対策下における子ども虐待防止に資する活動に要する費用に限定します。

対象となる経費例：活動に直接要する人件費、物品、食材等購入費、消耗品費、交通費、ガソリン代、印刷費、会場費（活動に直接要する家賃および施設利用費を含む）、通信費 など

※事務所家賃、管理業務に要する人件費は対象外とします。

又、活動休止中の運営費用、および活動に直接関係のない経費も対象とは致しません。

但し、申請された活動を実施するため、費目を「管理費」として計上された場合は申請総額の20%までを管理・運営費用として認めるものとします。

助成対象となる団体

- ・民間の非営利組織であること
- ・法人格を有する団体またはこれに準ずる団体（団体としての1年間以上の活動実績があること。また、団体の目的、組織、活動、会計等を定める規定があり、且つ直近1年間の活動報告および会計報告があること）

提出書類

応募の際、助成申込書（別添）と併せ、定款、役員名簿、前年度の活動報告および会計報告、またはこれらに準ずる書類および活動実績を証明する資料をご提出いただきます。

助成対象となる活動期間

2020年4月7日（国が緊急事態宣言を発出した日）から2020年12月31日まで

選考方法と基準

- ・選考委員会にて書類選考を行います。
- ・選考基準
助成区分1・2共通
 - 子ども虐待防止に資する活動であること
 - 子ども虐待防止オレンジリボン運動のビジョンである「子どもと子育てにやさしい社会が子ども虐待のない社会を実現する」に即した活動であること
 - これまでに実施して来た実績のある活動であり、且つ持続可能な活動であること
 - 目的および計画が明確であること
 - 目的に対して手段・方法が適切であること
 - 予算が妥当であること
 - 実施において新型コロナウイルス感染症予防について十分に配慮されていること

助成区分1のみ

上述の基準に加えて、

- 先見性があり、波及性があること（政策提言に繋がるなどの活動であること）
- 独自性のある（忘れられがちであるが大切な）活動であること
- 子ども虐待防止を進める上で、連携又はネットワーク形成に寄与している活動であること

※助成区分1については、助成決定に先立ち、弊団体から報告書の内容（成果物の共有）などについてリクエストを出す場合があります。

- ・選考の結果は2020年6月5日までに、全てのお申込み団体の連絡責任者宛てにメールにてご連絡いたします。なお、不採用にかかわる理由等についてはお知らせいたしません。

申込受付期間

2020年5月13日から～2020年5月27日（23時59分）まで

申込方法

- ・申請書（応募用紙）については、弊団体オレンジリボンホームページよりダウンロードしてください。
<http://www.orangeribbon.jp/info/npo/2020/05/post-317.php>
- ・申請書はメールにてお送りください。受付後2営業日以内に確認メールをお送りします。
- ・助成金は基本、後払いとさせていただきます。但し、契約時に双方で合意があった場合は、前払い致します。なお、助成金を充てた費用について、領収書の保存をお願いします。

その他事項

- ・1団体1つの申し込みに限らせていただきます。
- ・活動終了後、活動および収支報告書を2か月以内に提出していただきます。
- ・個人情報については、当該助成に限って使用させていただきます。
- ・申請内容に虚偽の記載のあることが判明した場合には、助成決定を取り消させていただくことがあります。
- ・助成金は申請された事業内容のみの使用に限らせていただきます。取り組み期間中に実施されなかった活動のための資金は、助成決定金額から差し引かせていただきます。
- ・採択された助成案件については、契約書を交わさせていただきます。

お問合せ先

認定NPO法人 児童虐待防止全国ネットワーク

子ども虐待防止オレンジリボン運動事務局

新型コロナウイルス対応担当 info@orangeribbon.jp

※緊急事態宣言下、遠隔での業務実施中のため、eメールをお願いします。

緊急の場合に限り、事務局携帯 090-9340-6548 へご連絡ください。